

○弘前地区環境整備事務組合会議傍聴規則

〔平成19年7月3日〕
〔議会規則第1号〕

弘前地区環境整備事務組合議会傍聴人取締規則（昭和37年弘前地区環境整備事務組合議会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の申し出）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、係員に氏名を申し出なければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器その他危険なものを持っている者

（2）酒気を帯びていると認められる者

（3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

（4）拡声器、笛、太鼓、その他楽器の類を持っている者

（5）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

（1）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。

（3）はち巻、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。

（4）帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気等その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（5）飲食又は喫煙をしないこと。

（6）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

（7）前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（違反に対する措置）

第5条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日からこれを施行する。